

地縁団体の集会所に係る設置許可の基準要領

この要領は、公園内に都市公園法第2条第2項第9号及び都市公園法施行令第5条第8項に規定する地縁団体の集会所（以下「集会所」とする。）を設置するにあたり、都市公園法第5条第1項の許可に関する基準を次のとおり定めるものとする。

（定義）

第1条 この基準において「集会所」とは、次に定めるものをいう。

- （1）町内自治会（千葉市町内自治会連絡協議会及び区町内自治会連絡協議会に設立の届出をした町内自治会をいい、地域運営委員会（千葉市地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱第4条第2項に該当する団体をいう）を含む。）が活動その他の用に供するために自ら設置する施設をいう。

（対象団体等）

第2条 集会所を設置できる町内自治会（以下「申請者」とする。）は、当該公園のパークマネジメント団体とする。

但し、設置対象公園に他のパークマネジメント団体や清掃協力団体が存在する場合は、当該団体との協議が整っていることを前提とする。

また、設置対象公園からの誘致距離内に他の町内自治会が存在する場合は、集会所設置に関して了承を得ることとする。

（対象公園）

第3条 集会所設置対象公園は、原則として住区基幹公園とする。但し、公園以外での用地確保が困難であり、その地域において公園への設置がやむを得ない場合に限る。

（利用の公開）

第4条 他の公園利用者等（以下「利用者」とする。）が利用できるスペースまたは時間帯を4分の1以上確保し、申請者の管理のもと申請者以外の者に使用させなければならない。但し、申請者以外の使用がない場合は、この限りではない。

（設置管理費用）

第5条 集会所の設置管理費用は、原則、申請者が全額負担すること。

なお、各許可に応じて発生する使用料の減免の取扱いについては、「千葉市都市公園施設の設置許可及び管理許可に係る取扱い要綱」による。

（集会所の建築面積）

第6条 集会所の面積は、千葉市都市公園条例第1条の5第1項第1号で定める割合を超えない範囲で設置できるものとする。

（設置場所）

第7条 集会所の設置にあたっては、次の各号に掲げる条件を優先すること。

- （1）公園の出入り口付近、中心となる場所、死角を生ずる場所及び公園内外からの見通しが著しく悪化する場所はさけること。

- (2) 公園内の施設や樹木を損傷し、又は移設等の影響を及ぼさない場所であること。特に、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定版）」に基づく遊具の安全領域を確保すること。
- (3) 公園景観を損ねない場所であること。
- (4) 水道管や電気系統等の地下埋設物がない場所であること。
- (5) その他公園の管理及び利用に支障がない場所であること。

(構造・外観)

第8条 設置する集会所は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 階数は、2階以下とすること。
- (2) 利用者に対して危険を及ぼすような構造や状態になっていないこと。
- (3) 公園施設として美観的及び景観的に見苦しくないこと。
- (4) 集会所の専用駐車場は、設置することができない。但し、一時的に利用する荷捌き場の確保は、最低限度の範囲で認めるものとする。
- (5) 集会所の設置に伴い必要となる電気、上下水道、ガス（以下「電気等」とする）は、原則、他の公園施設の電気等とは別系統とすること。
- (6) 建築基準法、消防法、都市計画法、その他関係法令を遵守すること。

(借地公園の場合の措置)

第9条 土地所有者が公園管理者以外の場合には、土地所有者から設置の承諾を得ること。

(設置期間)

第10条 設置期間の基準は10年以内とし、許可終了日を年度末（3月31日）とする。但し、更新を妨げないものとする。

(施設名称)

第11条 一般利用を含めた都市公園の効用を全うする施設として「〇〇公園（当該公園名）集会所」とする。但し、地域にとってなじみやすい愛称名を併記することは認めるものとし、具体の愛称名は、許可条件に明記することとする。

(原状回復)

第12条 許可の期間が終了した場合において、許可の更新を受けないときは、申請者の責により速やかに当該公園を集会所設置前の原状に回復すること。

(不利益処分)

第13条 設置等の許可にあたりこの基準の規定に違反した場合は、都市公園法第27条及び千葉市都市公園条例第24条に基づく許可の取消し対象となることとする。

(その他)

第14条 トイレの常時開放など公園毎の実情に応じて利用者に配慮した建築計画とすること。

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月24日から施行する。